

牧民官の時代

——近世中後期における『牧民忠告』の展開と領主思想——

小川 和也

はじめに

書物の配布・版行によって、藩政の危機を切り抜けようとした藩がある。

筆者は、越後長岡藩をフィールドに領主思想を研究しているが、長岡藩では、天明大飢饉の最中、天明四(一七八四)年、建部清庵の『民間備荒録』という書物を配布した。その目的は、短期的には、「サバイバル・マニュアル」ともいわれる救荒術により、眼前に進行する飢餓状況から領民を救うためであった。

しかし、配布目的は、もう一つあった。『民間備荒録』の配布を企図したのは、山本老迂斎という藩家老だが、老迂斎は『民間備荒録』を「国富」論として読みかえ、長期

的な藩財政の建て直しを目指したのである。老迂斎が藩領へ流布させようとした書物は、『民間備荒録』だけではない。天明六(一七八六)年、老迂斎は、自ら著した『和語牧民忠告』を版行している。

ところが、この『和語牧民忠告』を調べるうちに、まったく同じ時期に、尾張藩においても、『牧民忠告解』という書物が版行されていることがわかった。書名から知れるように両書は、ともに『牧民忠告』という漢籍の訳注書であるが、これは、単なる偶然の一致なのかどうか……と、さらに、調べてみると、後掲の別表のように、『牧民忠告諺解』『牧民忠告俚諺鈔』『牧民後判国字解』『牧民心鑑解』『牧民金鑑』『牧民要語』など、書名に「牧民」という語を冠した一群の書物が存在することがわかった。

これらのほとんどは、一口に言って、民に対する「仁政」を説いたものである。「仁政」といえば、宮澤誠一・深谷克己らによって提起された「仁政イデオロギー」論が想起される。⁽³⁾これは、実際には、領主の側が農民に全面的に依存しているのに、意識の面では、逆に、領主の「御救」を受けることによってのみ、農業経営が成り立っているという、「転倒した意識」の体系を指し、この領主による「仁政」と「御救」という観念こそが、幕藩制国家秩序に正統性を供給している、というものである。これは、幕藩制国家の思想を、儒学者の思想分析から直接導き出していた旧来の思想史の方法と異なり、社会的規模の深みと、支配―被支配の関係性の動態のなかで捉えようとした画期的な業績とされている。

しかし、何ゆえ、その「仁政」観念が普及したのか、その実態の解明や、領主―民衆の関係意識における「仁政イデオロギー」論と儒学・思想家研究を統一することなどが、大きな課題として長く残されてきた。⁽⁴⁾その一つの回答が、若尾政希の『太平記評判秘伝理尽鈔』と太平記読みの研究であるが、こうした研究は、近世初期から中期にかけてのものであり、中後期以降については、ほとんど解明されて

いないのが現状である。⁽⁶⁾

『牧民忠告』こそは、まさにその儒学と「仁政」思想の接点にあり、中後期以降、版本として急速に普及する書物である。また、領主の最前線で民衆と接するのが民政Ⅱ牧民官であり、彼らがどのような心的態度で民衆に接したのか、その思想的背景を探ることは、領主層と民衆の関係性のさらなる解明の上で非常に重要だと考える。そこで、本稿では、『牧民忠告』を取り上げ、中後期以降の「仁政」思想の展開と、その時代の特質を考えてゆきたい。

さて、本論に入る前に、ここで、『牧民忠告』について簡単に触れておこう。

著者は、張養浩という人物で、元代の人。字は希孟、諡は文忠。齊東野人と号し、西台中丞となった。生没年は、未詳だが、南坡の乱（一三三三年）前後に活動している。『牧民忠告』の成立年も未詳だが、初版と推定されるものには、彭炳の序があり、その序は、「後至元四年五月」、すなわち、一三三八年である。その内容は、養浩が、牧民官に告げた民政指導書で、上中下二巻、全一〇篇から成り、上巻は、「拜命」「上任」「聴訟」「御下」「宣化」の五篇、下巻は、「慎獄」「救荒」「事長」「受代」「閑居」の五篇で構

『牧民忠告』および関連書一覧表

『牧民忠告』 書名	写本・翻刻 写本 (林羅山)	写本・版年 不詳	所蔵 内閣
『三事忠告』	版本	天保五・嘉永五	国会・内閣・東大・金沢凶稼など
『牧民忠告』 書名	訳注者	成立	写本・版本
『牧民忠告諺解』	山鹿素行	慶安三自跋	自筆稿本
『牧民忠告諺解』	林鷲峰	延宝七自跋	自筆稿本
『牧民忠告俚諺鈔』	不詳	享保五	版本
『和語牧民忠告』	山本老迂著	天明六自跋	版本
『牧民忠告解』	樋口好古	天明六跋	版本
類書・書名	著者・訳注者	成立	写本・版本
『牧民後判』	松平定綱著	慶安二自跋	写本
『牧民後判国字解』	関戸昌雄訳注	天明三自跋	写本
『牧民心鑑』	朱逢吉著	永楽年間	写本
『牧民心鑑解』	平塚鳳齋訳注	弘化四自跋	版本
『牧民心鑑訳解』	長井旌峨訳注	嘉永六自序	版本
『牧民要語』	田理纂著	享保七自序	写本
『牧民忠告鈔』	大島半隱	一七世紀後半	不明
			所蔵 素行文庫 内閣 京大・刈谷・北野・学書言志 長岡・一橋大 国会・国会白井・内閣・東洋岩崎・岡山大池田・九大・京大・神戸大・東大・東北大狩野・宮城青柳・山口・刈谷・舞鶴・豊橋・神宮・天理・無窮織田・無窮真軒・旧下郷・旧彰考・青森・今治河野・射水・玉川大など
			所蔵 素行文庫・国文研 愛知県富田若水旧蔵 内閣・一橋大他 国会・内閣・東洋岩崎・京大・滋賀大・早大・東北大狩野・竜谷・福井松平・刈谷・成田・無窮平沼・旧浅野・延岡内藤家・学書言志・玉川大など 国会・内閣・東洋岩崎・東博・大阪市立大福田・京大・滋賀大・早大・高知・長野・福島・松江・刈谷・尊経・茶図成資・無窮真軒・伝習館高・津山郷土館 国会 不明

注1) 『国書総目録』『古典籍総合目録』をベースに、筆者の調査を加えて作成。
 注2) その他、書名に「牧民」を冠したものに荒井顯道『牧民心鑑』(嘉永五)、垣塚東阜『牧民総論』、同『牧民類聚編』、加藤桜老『牧民評語』、細井平洲『管子牧民国字解』、『牧民要覧』(著者不明)などがある。

成されている。

一方、日本における訳注書の特色は、「民は国之本」という民本思想に基づき、父母の心で慈悲深く民に接し、「国恩」によって、領主と民衆を一つの体制に統合しようとする点にある。つまり、士農分離を前提とした上で、聚斂の臣を強く戒め、農政を担当する士に、農民へ同感することを要請する書物である。

また、別表のように、林羅山の写本、林鷲峰や山鹿素行による訳注書があることから、近世前期から儒学者、いわゆる「頂点的思想家」に注目されてきた書物であることがわかる。それに加えて、近世前期を代表する「明君」の一人、会津藩主・保科正之が翻刻し、大名や藩の官吏に配布したとされており、⁽⁷⁾『牧民忠告』は近世前期より、思想家と領主層の双方から関心を集めた書物であった。

ただし、書物の普及という点でいえば、

保科版の『牧民忠告』は未確認であり、羅山の写本、鷲峰と素行の訳注書は、それぞれ一部ずつしか確認できていない。したがって、近世前期は、領主上層と思想家の間の限られた範囲で読まれたものと推測され、書物自体が直接社会に果たした役割は、あまり大きなものとはいえないだろう。⁽⁸⁾以下述べるように、『牧民忠告』とその類書が飛躍的な拡がりをみせるのは、藩政改革の季節、すなわち、尾張藩と長岡藩で訳注書が出版された天明期以降のことであった。

一 尾張藩の明君像と『牧民忠告』

尾張藩の天明く寛政の藩政改革の特色について、これまで、①庄内川、日光川の河川改修、②所付代官所の設置を中心とする国奉行(司農事)役所の改革、③藩校明倫館の設営と細井平洲の招聘、④津金文左衛門による産業振興、⑤米札の発行などが指摘されている。⁽⁹⁾これらの改革は、藩権力が郷村を直接掌握し、年貢収奪強化・徒党の抑止など、藩権力強化として一方向的に捉えられることが多いが、熊田雅彦は、藩の政策に対応する民衆の意識を探っている。熊田が着目するのは、『御冥加普請之記并図』という書

物である。これは、名古屋城下近郊の押切村・一東利助(理助)によるもので、寛政四(一七九二)年四月の自序のある、一六丁ほどの版本である。⁽¹⁰⁾その内容は、次のようなものである。

天明三(一七八三)年、折から大雨が続き、庄内川の堤防は、決壊の危機に瀕していた。藩主・徳川宗睦は、「国内の災厄寡人不徳の罪なり」と大いに嘆き、熱田神宮に「雨晴」を祈願した。すると、「俄に神風ふき起り、忽雨止空晴ける」、そして、村人たちは、「是則明君様下民を愛させ給ふ御仁徳」と感激し、謝意を表すために、庄内川筋の堤を自普請し始めた……。これは、いわば「下から」創造された「明君」録といえるだろう。

ただし、版行については、利助の自序に、「明君上ニ在して、国家を治め給ふニ、仁政をほとこしたまへハ、下民の上ニ懷事赤子の父母をしたふが如し、宜なる哉」とあるように、『御冥加普請之記并図』は、「上」に対して従順なる「下民」を作り出すという目的が付加されている。また、利助は、後に、「御勝手御用達格」という御用商人の一人となる人物であり、版行には、「御用書籍」として、藩側の意向も反映していたことも見逃してはならない。

さて、熊田は、細井平洲が、尾張藩主・宗睦を上杉鷹山に模して「明君」に仕立てようとした、として、この「明君」像の成立に、平洲が関与していたことを強調する。そして、「明君」と民の関係を、相互の「誠」が媒介する「施恩⇄報恩」関係と捉えている。熊田の議論は、領主と民衆の関係意識にわけいり、藩政改革の意義を捉え直すものとするので、示唆に富むものである。だが、以下の点で疑問が残る。

平洲の役割を強調し、「仁政」の主体を、すべて「明君」に収斂させ、「明君」と民衆を直接対置させる結果、「宗睦の鷹山に及ばざる分」だけ、「宗睦の近侍達が尤もらしい理由を掲げ」て、「普請に参加する必要が生じた」と、「明君」像の比較に終始し、尾張藩の家老・奉行以下の家臣団に、極めて消極的な位置しか与えないという抽象論に終わっている。総じて、改革の理念をすべて平洲の思想に還元し、「明君」像が一人歩きしているかのような印象を受ける。

そこで、尾張藩士・樋口好古の『牧民忠告解』(以下、樋口本とする)を繙いてみよう。樋口本では、為政者は、「誠・ヨリ自然トイトシカアイト思フ」べきだと、「心誠愛

民」を説き、「仁徳ヲ以テ民ヲ風化スルテナケレバ、ドフシテ是ニオオブモノジャ」と、「仁徳」による民衆教化を説く(「拜命」篇)。そして、その「仁徳」の対価として、「下モ骨折、大義ヲ難義トモ迷惑トモ、オモハズ、上ノ政ヲアリカタクオモヒ、勤テクラスナリ」(「宣化」篇)と、「下」⇄民衆の「上」への忠勤を期待している。

つまり、熊田が指摘する領主と民衆間の「施恩⇄報恩」という図式は、樋口本のなかに見いだすことができる。好古自身、『牧民忠告』を「告諭司牧」之詳、豈有下如此書一者乎、誠化民之原本、成俗之枢機也(「自序」と、民衆を徳化し、「寛祐順和」な風俗とするエッセンスが詰まったものとして、位置づけている。このように、樋口本は、領主と民衆を「仁政」によって結びつけようとする書物であるが、いったい、どのような経緯のなかで成立したものであろうか。

二 樋口本の成立過程から見えるもの

天明期の尾張藩の藩政改革を主導したのは、参政の人見弥右衛門、問宮外記らであるが、人見に関して『名古屋市史』は、興味深いエピソードを紹介している。それは、人

見が郷村を巡回し、ある村を過ぎたとき、「里正具を供する甚盛なり。璣邑（人見の号。著者註、以下同様）之を却けて曰く、食腹に充つれば足れり。何ぞ此過美の物を用るんやと。故らに之を却けて、麤飯を求めて之を喫（13）したというものである。つまり、村人が人見を出迎え、馳走してもてなそうとしたのを拒否した、ということだが、なぜ、これが興味深いかというと、樋口本にも、「見回りノ日限ヨリ先達テ、村方カラ酒ヤ食物ヲ調へ、野外マデ送ルノ迎ルノト云テハシリマハリ、……農業ヲス、メルト云立テ、其実ハ村へ造作ヲカケルノジヤ」（「宣下」篇）と、役人が回村巡行する際、過度な接待を禁じる条目があり、人見の行動と一致しているからである。はたして、人見弥右衛門は、『牧民忠告』と関連があるのだろうか。

好古の自序に、「癸卯之秋、吾藩参政・人見公、兼_二任司農長_一、前少府家伯蒼氏、贈_二牧民忠告_一、好古以班_二其部下_一」とある。このことから、まず、好古が『牧民忠告』を手にしたのは、「癸卯之秋」＝天明三（一七八三）年であったことがわかる。では、『牧民忠告』を贈った「家伯蒼」とは誰だろうか。

大塚長幹が寄せた序には、「我藩参政致仕兼_二司農事_一之

日、求_二牧民忠告於余_一、余為_レ之搜索、則会有_二家叔父裕所_レ藏、乃請而贈焉此書也」とある。つまり、「家伯蒼」とは、大塚本人であり、人見が大塚に『牧民忠告』の探索を依頼（14）した。そして、大塚は叔父の家で発見し、人見に提出した。すると、人見は、「亦不_三独秘_二帳中_一、謀_下与_二衆臬令_一俱上_レ之」、「臬令」＝代官らの官吏と共有するため、訳注を好古に命じたという。実に、『牧民忠告』に最初に目をつけたのは、藩政改革の核にいた参政兼司農事・人見弥右衛門その人であった。

ところで、岸野俊彦は、人見を徂徠学徒と位置づけ、人見が主導した所付代官制を、「為政者の道徳的努力に期待せず、「制度」をたてることに主眼を置いた」徂徠型改革構想によるものとしている（15）。しかし、『牧民忠告』は、制度論ではなく、道徳を強調し、道徳と政治の連続性（「修己治民」）を説き、「心学」的傾向を見せる書物である。また、大塚長幹は、「人見君仁民之心、我可_レ謂_下与_二希孟_一、並伝_二千載之下上哉_一」（序）と、人見自身が養浩のように徳をもって民に接した「仁義」の人であったとしている。つまり、人見の『牧民忠告』への着眼は、その改革構想が、必ずしも徂徠学という学統学派に還元されるものではない

かったことを示しているように思われる。

さて、大塚は、人見が好古に訳注を命じた理由として、「頗習」文辞「者也」と好古が文章家であったことを挙げているが、好古は単に訳注を請け負った藩の学者ではなかった。安永三(一七七四)年、勘定方手代として、五両扶持二口で召し抱えられ、以降、国方手代、国方吟味役、地方吟味役頭取、大代官と、文政七(一八二四)年に書物奉行を命じられるまで、実に、半世紀を農政一筋に歩んだ人物である。いわば、たたき上げの「地方巧者」といってよい。

好古の自序には、「謀」諸弟杉浦邦古、「吏役」之暇、互選互校数次」とある。杉浦邦古は好古の弟で、樋口本の校訂者である。邦古による跋には、「忠告司牧家座右物也、兄信夫(好古)好読之」とある。つまり、農政官たる好古自身、座右に置き愛読し、好古・邦古兄弟は、『牧民忠告』を「吏役」の農政の場で実践しながら、執筆・校訂作業を行ったのである。そして、好古は、「予癸卯(天明三年)ノ秋八月。大司農ノ吏胥ニ移リ、始テ二大夫ニ謁」と述べている。¹⁶⁾この大司農の二大夫こそ、人見弥右衛門と間宮外記である。つまり、『牧民忠告』の訳注は、好古が、藩の農政改革を担う官吏として抜擢されるとともに、始まった

といえよう。

この天明三年秋という時期であるが、「御冥加普請」の発端は、同年秋、七月一八日の藩主・宗睦の熱田神宮への祈禱であり、大木野堤目普請の着工が二月四日であるから、「下から」の「明君」像の創造は、大塚が『牧民忠告』を発見し、人見が好古に訳注を命じた時期とほぼ重なる。

また、所付代官制は、天明元年に始まり、天明三年秋八月、神守・横須賀・上有知・清須の四代官設置により、それ以前の八代官とあわせて、合計一二代官制となって完了する。つまり、樋口本の訳注の時期は、所付代官制が整備される時期とも一致している。これは、何を意味するのか。

そこで、注目したいのが、樋口本では、例えば、「総体下役共ヲ村方ヘヤツテ、放埒ニアソバセ、富家ノ者ナド、ツキアワセタリスルト、夫カラシテ御用ノ事ヲ外ヘモラシタリ、訴訟ノ端ガ起テ来タリ、道理ニハツレテ幸ヲ得ル口ガ明テクル」(「御下」篇)と、代官と民衆の間に位置する「下役」の放埒を批判し、検死や賞罰における代官の直任置きを推奨していることである。これは、所付代官制と通じるものである。

人見は、「安民の業は天下を陶冶して平治する大なる事

にて、一人の力にあたはず、人をもちひてする事⁽¹⁷⁾と、君子一人ではなく、家臣の補翼による政治を主張していた。樋口本の版行は、人見らの改革派グループが、所付代官制を始めとする民政の担い手、つまり、理想的な地方官像を模索するなかで行われたものということができるだろう。実際、樋口本では、「支配処中ノ百姓ヲ安穩ナラザラシムルト云ハ、奉行代官ガ仁人君子デアラフナラバ、心ニ忍ビラヌコトジヤ」(「宣化」篇)と、「仁政」の主体として、奉行・代官自身が「君子」の心構えを持つべきことを主張している。

好古による『牧民忠告』の訳注が成るや、参政・間宮外記は、「命ニ上木一、出ニ府金一、以助レ費」、出版を命じ、藩庫から出版助成金を出している。樋口本の成り立ちには、天明期の藩政改革の中核を担った藩の農政担当官が数多く関係し、樋口本は、尾張藩の藩政改革の成否の鍵を握る民政官育成のために、「藩版」として刷られたものだったのである。⁽¹⁸⁾

三 『牧民忠告』と長岡藩

次に、長岡藩の場合をみてみたい。冒頭で述べたように、

天明六(一七八六)年八月、長岡藩家老・山本老迂齋は、『和語牧民忠告』を版行した(以下、山本本とする)。⁽¹⁹⁾

老迂齋は、享保三(一七一八)年生まれ、寛政四(一七九二)年に没している。通称を勘右衛門、名は始め義豊、義方のち、九代藩主・忠精ただきよより片諱として「精」を賜り、精義と改め、特に忠精と深い関係にあった。老迂齋は晩年の号で、青城とも号した。山本家は、長岡藩の家臣団において頂点部分に属し、石高は一三〇〇石で、二〇〇〇石の筆頭家老・稲垣家に次ぐ代々家老の家柄であった。山本本でまず、注目したいのは、老迂齋の次の奥書である。

辛丑之歳、余(老迂齋)在東都、一日侍座。／君侯話及牧民忠告、今供以国字換写之。蓋欠字封内官吏能従希孟之言、括弧以行焉、別惠民之政。……謹奉精語鴻命訳之。至壬寅春三月而脱稿也。是歳内午……以判之。

老迂齋が『牧民忠告』に接したのは、天明元(一七八一)年に江戸で、藩主・忠精に近侍していたときのことであった。そして、藩主から『牧民忠告』の訳注を命じられ、天明二(一七八二)年三月に脱稿、天明六(一七八六)年

八月に、「封内」＝長岡藩領の官吏に配布するため版行したという。このように、藩主の意向を汲み、藩家老が訳注し、藩という枠組みを前提に版行していることや、「越後三条 和泉屋文四郎謹刊」という刊記があることなどから山本本も「藩版」、あるいは、準藩版といつてよいだろう。

この版行は、長岡藩が置かれていた当時の状況と関係している。藩財政窮乏は、享保・元文期(一七一六～四〇年)から慢性化し、度重なる天候不順により、天明期前の安永期約一〇年間だけをもみても、干魘や二度の洪水で合計約一六万四〇〇〇石余りの損毛があった。そして、天明元(一七八一)年閏五月、信濃川が二度氾濫、約六万六〇〇〇石の損毛が追い打ちをかけた。長岡藩の表高は、約七万四〇〇〇石、新田開発などで実高一二万～一三万石とされるが、六万石を越える損毛は大打撃である。このころ、老迂斎はどのようなポジションにいたのだろうか。

『山本家系譜』⁽²⁰⁾によれば、「天明二寅年七月二十一日、於御前、御勝手方本取之儀、勘右衛門(老迂斎)再応内達之趣」とある。藩主とともに江戸から帰国した老迂斎は、「勝手方本取」役就任を命じられた。「勝手方本取」とは、藩財政運営の総支配人といふべき役職である。さらに、老

迂斎は、国元も江戸も「面表共御勝手向之御差問、日用之御運も出来致兼候旨、何れも別段之主法相立、取統之様可致勘弁之旨、夫に付暫之内本取之場惣掛りにて可及差凶之旨被仰出」と、藩政財政の建て直しには特別の「主法」(手法・仕法)が必要であり、それを考えるように、と命じられている。そして、老迂斎は同年一二月に同職に就き、天明期の藩政改革の総指揮を執ることになる。

このように、老迂斎が、『牧民忠告』に訳注をほどこし、版行に至る過程は、藩政の建て直しという課題を抱えていた時期と重なっている。実際、老迂斎自身は、「孟子にも無政事則財用不足というときハ、固財用ハ政事より出ることしるへし。政事より出さる財用は、随て生ずれば随て亡ること、古今皆しかり」という強烈な政治意識を抱いていたのである。⁽²¹⁾

だが、老迂斎には、大きな課題がもうひとつあった。老迂斎が勝手方本取に就いた天明二年は、全国的な天候不順による天明の大飢饉が始まる。長岡藩領においても、天明四(一七八四)年、「此度於中島御粥成下候ニ付、飢人札再願之者有之候ハ、村々より相願候様被仰下候」と炊き出しを行うと同時に、郷村に「御救米高石ニ付忒俵ツ、」

を下付するという事態となった。⁽²²⁾「御救」の対象は、飢人と認定された「札」をもつ者である。つまり、老迂斎のもうひとつの課題とは、領民の飢饉対策である。

そこで、『民間備荒録』を各郷村に配布したことは、冒頭で触れたとおりだが、そのときの通達書に、「建部某之書民間備荒録を郡中江被成下^{各々} 御慈悲誠以難有冥加之至ニ候⁽²³⁾」とあるように、一連の「御救」策は、藩主の「御慈悲」「冥加」＝「仁政」であることを強調する。しかし、一方で、天明二年、藩は越後に国境を接する「上州・信州辺村々百姓共騒立候」という認識のもと、郷村に以下のよ⁽²⁴⁾うな書付を出している。

在方ニ於て何事ニ不依、徒党之儀申勸、不相加ものハ居宅焼払、又ハ可打壞など申、最寄村々百姓共申合、右之場所罷越徒党之内、頭取并重立候ものと見請候分ハ勿論、たとへハ此家火を懸ケ可申とか、可相壊とか申出し候者を擲取候様いたし、若手難及候ハ、住所名前等聞札⁽²⁴⁾……

他にも、藩は、飢饉に乗じた囲米・道売りにより利益を

貪ることを禁じている。それは、飢人の食糧確保のためであり、その限りで「仁政」といえるが、同時に、その「申渡ニ乘し、大勢徒党を集、在町之人家を打壊し、其外、理不尽成儀等致ニおゐてハ、是又、吟味之上御仕置申付候⁽²⁵⁾」と命じている。つまり、右の棒線部のように、藩権力は飢饉を起因とする「徒党」や「打壊」を恐れていたのである。ここに、領民の人心を強く掌握する必要がでてくるのだが、実は、尾張藩も同時期に、まったく同じ問題に直面していた。

尾張藩では、天明の飢饉の影響を受け、天明三年ごろから米価高騰、翌四年に無償や低価格で売る事態となった。そして、天明三年の浅間山噴火によって、被害が甚大であった上州・信州では、一揆が起った。信州と接する美濃の木曾谷に所領をもっていた尾張藩は、木曾谷への一揆の波及を恐れ、尾張藩領北限の中山道賢川宿を警護すると同時に、尾張藩領木曾福島の困窮者一五〇〇人を名古屋に招致し、「御救御普請」に当たらせた。「御救御普請」とは、川濠い、堤の補強などの普請と引き替えに米銭などを与える施策である。⁽²⁶⁾ その対象者は長岡藩と同じく「札持」の者である。

以上のように、天明期の長岡藩と尾張藩の『牧民忠告』の同時版行は、単なる偶然ではなく、その背景には、藩を取り巻く、飢饉と騒擾の可能性という共通の客観的状況が存在していた。ただし、その課題を解く方法、例えば、鄉村掌握の方向は、次のように異なっている。

四 鄉村支配の二つの方式

尾張藩が選択した道は所付代官制である。これは、「従来の村役人と手代に依拠した統治方式から、藩の直接的な百姓全体と密着した統治への転換⁽²⁷⁾」とされているように、尾張藩家臣による鄉村直接支配の強化である。

一方、長岡藩の場合も、宝暦期に勘定奉行を中心として、藩権力による乡村の直接的な掌握を試みたが、やがて撤収し、藩役人による損地などの検分を割元に改めさせるなど、漸次、割元の役割を強化する。そして、例えば、藩主の京都所司代就任の際に、割元・割元格、および、その長男に藩主への「御目見」を許すなど、民衆上層の割元層を藩権力に引き入れることで鄉村支配を強化した。つまり、間接統治の道を選んだのである。

例えば、老迂斎は、山本本を脱稿したのと同時期の天明

二(一七八二)年九月、『救荒余談』という稿本の執筆を終えているが、その序では、割元以下の村役人層を次のように位置付けている。

蓋し民ハ愚なるものにて、目前の近効なるをハ、喜ンで勤れども、久遠の謀は、教へても勤ざるものなり。然れども里長甲首等、よく其利益を説て力て荒年の備をなし、十年の星霜を経るときハ、必ず其効ありて、凶年も困苦を免るべし。⁽²⁸⁾

棒線部のように、「愚なる」「民」と区別された「里長甲首」という存在が重視されている。この「里長甲首」には、「ナヌシ クミガシラ」とルビが付され、長岡藩の場合、割元・庄屋・組頭層を指しており、彼らは、鄉村における藩政の担い手として期待されたのである。事実、北組宮下村の割元・横山家の蔵書には、「封内官史」に向けた山本本が存在する。

この両者の藩政構想の違いは訳注の違いにも表れている。例えば、『牧民忠告』の原文に、「受愛國籠靈、而為民司牧者、能幾何人」という箇所がある(「拜命」篇)。山本本で

は、「国をうけ、郡を有^{もち}ち、神明に寵せられて、人民の司となる者、亦よく幾何人あるや」と、「司牧者」を特に藩士に限定していないが、樋口本では、「上ヨリ結構ナル寵恩ヲウケテ、百姓ヲヲサメル代官トナル者ハ、イクターリモナイ」と、「代官」に限定している。

このように、訳注には訳注者が置かれた環境や指向性が反映し、それぞれ個性をみせて興味深いが、天明期の二書を、近世前期の訳注書と比較すると、後者が林鶯峰や山鹿素行といった「頂点的思想家」によって執筆され、いずれも稿本にとどまっているのに対し、天明期の二書は、①藩政改革の担当者、あるいは、農政官が自ら訳注を施している点、②在地の担当官に書物を持たせ、農政の現場に当たらせる目的で版行されたという点で共通している。

では、天明期の二書は、どのように拡がったのだろうか。山本本は現在のところ、長岡市立図書館の横山家旧蔵書と一橋大学図書館所蔵本以外に確認できていない。この点から、山本本は、部数も限られ、その普及も藩内にとどまったものと推測される。

一方、樋口本は、参政・人見弥右衛門の意向では、藩の「県令」レベルの役人に拡げる意図であったが、好古は、

「請^ま撰二国字解」、以刊中布四方」と、藩域を越えて、「四方」に拡げるために、版行を主張している（大塚序）。事実、前掲の別表のように、樋口本は、青森から九州まで、二三もの所蔵施設があり、全国的に幅広く分布していることがわかる。

樋口本の普及について、松平定信の側近・水野為長による『よしの冊子』には、次のような面白いエピソードが記されている。それは、今日の役人は「文盲」が多く、定信が著した「国本論を見ても一向分からぬという御代官計、牧民忠告は猶よめぬからカナを付けてくれろと頼まれて仮名を付けてやった所が、やつぱりわからぬ」ところが、「尾州の御家中の者、牧民忠告解と申候て一冊出来候よし。仮名にて聞こえよき様ニ注を仕候もの、よし。めくら御代官の為ニこしらへたるふが、是も越中様の御政事だけに、またしてもその様ナ本を御代官ものぞいて見る様に成たハ、有がたい世の中じゃと申し候サタ。忠告解ハ書店御座候よし」というものである。つまり、当時の代官の読書力では、漢籍『牧民忠告』を読み下し、ルビをつけた程度では歯が立たなかったが、樋口本の登場により、ようやく理解できるようになったこと、また、書店で買えることが述べられ

ている。

この記事は、天明八(一七八八)年八月から九月にかけてのものであり、このエピソードからは、樋口本が版行後、急速に普及した様子が窺えるが、周知のように、『よしの冊子』の情報は、出所が明らかでなく、それがどの程度事実を反映しているのかは不詳である。しかし、このエピソードを裏付けるように、筆者が調査した樋口本には、現在まで、その奥付に、三つの種類があることが判明している。

まず、国会図書館所蔵本二部のうち、「武眉堂蔵書」印があるものには奥付がない。奥付がないことは、落版の特徴であり、これが版本として最も早い時期のものとして推測される。次に、刈谷市立図書館村上文庫所蔵本をみると、巻末に尾陽東壁堂製本所の販売書物カタログが載り、その末尾に、永楽屋東四郎という書肆名が記載されている。それから、内閣文庫と東京大学図書館所蔵本には、そのカタログに加え、「発行書肆」と記した上で、江戸の須原屋茂兵衛、山城屋佐兵衛、大坂の河内屋善兵衛、京都の風月庄左衛門、そして、永楽屋東四郎など、全一三の書肆名が連なる。

永楽屋東四郎、尾陽東壁堂は、ともに名古屋城下の地本屋・出版資本である。三つの奥付の違いは、落版・樋口本が名古屋城下の町版に下げ渡され、さらに三都の出版資本が参入し、全国的に展開した過程を示すものといえるだろう。巻末の販売目録には、俳諧書・節用集・絵本・医書などとともに樋口本が並び、代官ならずとも誰でも購入できるものとなった。事実、次に触れるように、樋口本にも、山本本同様、民衆上層・庄屋層の読者がいた。

五 享保本の読者を追う

版本として、現在確認できる最古の『牧民忠告』の訳注書は、享保期の『牧民忠告俚諺鈔』である(以下、享保本とする)。これは、「享保五庚子歳正月穀旦 中野小左衛門寿梓」という刊記を残すだけで、序も跋もなく、作者も不明という謎の多い本であるが、ここでは、読み手の意識に注目してみたい。

刈谷市立図書館村上文庫所蔵の享保本Ⅱ五巻五冊本の旧蔵者は、樋口三郎兵衛という人物である。各冊の見返し部分には、三郎兵衛の署名があり、三郎兵衛は、「農長有益ノ最第一之宝籍」と絶賛している。そして、五冊目の見返

し部分には、「天保四癸巳季夏熟読一過／嘉永二年再読畢／安政元年再読畢／同四年再読畢」と、四度も熟読したことが記されている。いわば、三郎兵衛の座右の書であったわけだが、では、樋口三郎兵衛とはいかなる人物か。

各冊の見返しの署名は、「近州杉之澤長民 樋口三郎兵衛皓」(一冊目)、「樋口三郎兵衛尉」(二・四冊目)、「樋口三郎兵衛皓良齊」(三冊目)、「杉之沢長民樋口三郎兵衛尉」(五冊目)となっている。これらを総合すると、三郎兵衛とは、近江国杉之沢村で「長民」として、おそらくは庄屋を務め、また、「良齊」という号をもっていた人物だったことがわかる。

次に、これを手がかりにして、近江国杉之沢村の所在地を確認すると、坂田郡に属しており、『坂田郡志』によれば、近世後期く幕末にかけて、杉之沢村に樋口三郎兵衛文園ぶんゑんという人物がいたことがわかった。文園は一四、五歳のとき大坂に出、泉屋に仕えている。泉屋とは住友家だが、泉屋は幕府の許可を得て、四国新居浜の別子銅山の採掘・稼業しており、文園は別子銅山に派遣され、弘化元(一八四四)年に泉屋を辞し、杉之沢村に帰郷したとされる。没年は、一八七二年とあるが、生年・享年の記載はない。³⁰⁾ 一

方、享保本の読者・三郎兵衛は、「農長」「長民」という村長の意識をもち、文園が帰郷する以前、天保四(一八三三)年に初読を終えている点、また、号も文園ではなく、良齊と異なっている点などから、文園の父と推測される。

樋口家は、中世には、伊吹・春照氏らと並んで京極氏の家臣だったが、やがて、浅井氏の家臣となり、姉川の合戦で、木下藤吉郎についた。杉之沢村は、関ヶ原の合戦後、戦功により井伊直政の領地となり、以後、近世を通じて彦根藩領であった。このように、樋口家は在地の小領主しゅうしゅ土豪という由緒をもつ家柄であったと推測される。ちなみに、杉之沢村の村高は、寛永十一(一六三四)年に五〇五石余り、天保八(一八三七)年に五二二石余りである。彦根藩の地方支配では、北・南・中のいわゆる「三筋」のうち、天野川以北の北筋に属した。現在は、県境を挟んで関ヶ原から数キロ西方にあたり、坂田郡伊吹村に属し、付近を東海道本線・新幹線が走っている。

さて、良齊はどのような意識で、享保本を読んでいたのだろうか。近世後期の彦根藩の触書には、「農ハ国之本人を養ふの專一にして工商ニまさるものなれハ常々五倫の道を守り上を敬ひ御国恩を難有存し古風質素ニして本業出精

致し候得は一生安穩子孫繁昌すへき事⁽³⁾とあり、農民は農業という本業に励むことが「子孫繁昌」と規定している。

これに対して、良齊は、享保本の五冊目の見返しに、「治天下国家二宝籍、人臣之心得、子孫繁昌之綱目、全部五巻之大尾」と記している。つまり、良齊は、天下国家を治める為政者の「心得」を持つことこそが、「子孫繁昌」としてしているのである。

この良齊は樋口本も読んでいる。なぜ、それがわかるかというと、良齊は、享保本の目次と本文の間に「尾張樋口好古先生曰、此書ハ元ノ西台中丞張養浩トイヘル人、郡県ヲ治ル官人ノ為ニ作レリ」という書き込みをしているからである。これは、樋口本の本文冒頭からの引用である。興味深いことに、樋口本の作成に関わった尾張藩士の側も、例えば、「邦古聞レ市、得ニ忠告俚諺鈔」(自序)とあるように、享保本を読んでいる。

しかし、享保本に対する評価は、「雜他語」未足^三以^三為^三直解^二(自序)、あるいは、「駁而不^レ純、不^レ足^三以^三行^三于世^二」(大塚序)と、雑駁な語が混じり、原義から離れ、そのまま実践するには足りないという否定的なものである。確かに、享保本には、「訴ヲ聴ヲ以テ民ヲ化スルハ

末也。譬ハ病ヲ受テ、葉ヲ求テ治センヨリハ、前方ヨリ養生ヲツ、シミ。病ノヲコラザルヨウニスルガ能ナリ」というような、原文にはない身近な例え話がある。樋口本は、このような例え話を載せていない。

だが、樋口本に存在しないのは、「雑駁」とされる例え話だけではない。享保本は、「聚斂スルヲ好ト意得ハ仁心ノ欠道ヲシラヌヘ、一旦ハ忠節ニ似タレトモ、還テ君ニ不忠ニシテ、己モ亡ヲシラヌハ、愚ノ至也」、あるいは、「大方今時ノ家老物頭ナドノ己ハ酒ヲノミ、食ゴノミ、色ゴノミヲシナガラ、家中手代下付ノ者ニハ、酒ヲ飲ナ、色ヲ好ナトテ制止スルハ無理非道ノ沙汰ナリ」など、しばしば原文にはない辛辣な為政者批判に至る。

良齊は、樋口本と享保本を比較した上で、為政者に手厳しい内容を含む享保本を「最第一之宝籍」の書として選択したことになる。この主体的な選択には、「庄宦」「臣」であると同時に「農長」、つまり、農民の側にも属しているという、土農中間身分の意識が垣間見える。そして、さらに五冊目の見返しには、

天下之宰相モ一村之庄宦モ同一体ニシテ、無差別ナリ。

閑アルトキハ読レ之テ道德ヲ覚エ、必ス文ニナツマズ、
只真ニ通ルヲ簡用ト思ベシ。文章ニ昵ムハ腐儒也。意ヲ
不レ耳、文ヲヨム計ハ、読書先生トテ、真実之學者ニア
ラス。

棒線部のように、中世に土豪であった由緒をもつ杉之沢
村・樋口家の良齊にとつて、「庄臣」とは領主、つまり、
彦根藩の「臣」であると同時に、「天下之宰相」と「同一
体」となる「天職」意識とも結びついている。このような
意識をもつ良齊にとつて、波線部のように、『牧民忠告』
は単に机上の知識としてではなく、実践の書＝政治的主体
形成の書として受けとめられていたのである。

おわりに

良齊が享保本の三度目の読書にとりかかっているころ、
つまり、ペリー来航の嘉永六（一八五三）年、日本の東西、
江戸と上方において、『牧民忠告』の類書『牧民心鑑』と
いう漢籍の訳注書が二種類版行される。漢籍の編著者は朱
逢吉で、内容は、逢吉が牧民官の心構えを説いた文章を集
めたもので、「永楽甲申五月」＝一四〇四年の周子治序が

(32)
ある。

東で出版された訳注書は、長井旌峨^{せいが}の『牧民心鑑訳解』
である。⁽³³⁾ 旌峨は、越後柏崎出身の漢学者で、江戸で塾を開
き、この『牧民心鑑訳解』も、その門弟が校閲している。
その成り立ちは、

相馬中郎侯、素好学、振窮恤民之志最厚、嘗願二宮某、
修舉闢荒蕪、賑救窮村之政、適読此書、大嘉尚之、但誠
其書（『牧民心鑑』）、俗吏輩不易解、於是囑長井章、以
国語訳解之、欲以善頒諸邑中、使家士俗吏、知修己御民
之道。（筒井政憲序）

棒線部の「相馬中郎侯」とは、中村藩主・相馬充胤であ
る。充胤は、天保六（一八三五）年に家督を継いだが、と
きにあたかも、天保飢饉の最中であつた。そして波線部に
「二宮某」＝尊徳に窮民の仕法を学んだことが記されてい
るように、充胤は、報徳仕法を導入し、農政に力を注ぎ、
治国安民の策を施した「明君」とされている。

ここで、注目すべきは、充胤が尊徳に学び、藩政改革を
行うなかで『牧民心鑑』に出会ったということである。充

胤はこの書物を藩内の郷村に配布し、「俗吏」に「修己御民」³⁴ 修己治人の道を知らしめるため、長井に訳注を委託したという。つまり、報徳仕法で知られる中村藩の藩政改革の背景には『牧民心鑑』が存在した。このように、幕末期も、天明期の動向を引き継ぎ、農政を重視した藩政改革の場において、牧民の書が注目されていた。

次に、西で版行された平塚瓢齋の『牧民心鑑解』をみてみよう。瓢齋は幕臣で、京都東町奉行所の与力。天保五(一八三四) 年家督を継ぎ、京都市中取り締まりなどを勤めた人物である。『牧民心鑑解』の跋には、

寛文中^{欠字} 会津土津公(保科正之)之在^{欠字} 政府也。蓋有慨于此。嘗刊元張氏牧民忠告。頒之群司。寛政中昌平学。又判明朱子(朱逢吉)牧民心鑑等書。徧布天下。使司牧者知其職分之非輕。……然和漢異語。其書有不易読者。往々束之高閣。於是。予人有作忠告俚諺鈔者。尾人又³⁵ 作其困字解者。心鑑独欠其解。

とある。寛文年間の保科正之による『牧民忠告』の翻刻に始まり、寛政年間の昌平坂学問所による『牧民心鑑』の

翻刻・配布、『牧民忠告』訳注書である享保本・樋口本の刊行……と、近世における『牧民忠告』『牧民心鑑』の出版史が述べられている。そして、『牧民心鑑』の訳注書のみが欠如しているという、出版上の空白を埋める目的で版行するという。このように、時代を経るにつれて、近世牧民書のバリエーションは豊富になっていく。

ところで、藤田寛は、松平定信が幕政を担った寛政期以降の幕領の特色を、「名代官の時代」と呼んでいる³⁶。それは、儒学の「仁政」「徳政」を実践し、民衆に支持された代官が続出し、各地で民衆によって祀られるようになる状況を指している。

では、各地の代官たちは、何を指針として、「仁政」を展開したのだろうか。右の『牧民心鑑解』の跋に、「寛政中昌平学、又判明朱子牧民心鑑等書。徧布天下、使司牧者知其職分之非輕」とあるが、事実、『牧民心鑑』は、寛政十一(一七九九)年初版、嘉永四(一八五二)年に重刊されている。また、『牧民忠告』も、『三事忠告』(他に『風憲忠告』『廟堂忠告』を収録。いずれも張養浩の著作)として、天保五(一八三四)年に初版、嘉永五(一八五二)年に重刊されている。これらは、昌平坂学問所³⁷幕府によ

る刊行物、つまり、「官版」であった。

そして、一例をあげると、文政年間に幕領・佐渡の地役人による経書講読による村民の教諭所が建てられているが、その教諭所の蔵書には官版『牧民心鑑』が存在する。⁽³⁷⁾つまり、近世後期の「名代官の時代」の思想的背景の一つには、天下の司牧者に配る目的で刷られた官版『牧民忠告』と『牧民心鑑』の刊行・普及があつたといえるのではないか。

以上、近世中後期における『牧民忠告』と類書『牧民心鑑』の展開を見てきたが、これらの書物について、東海屈指の学者・斎藤拙堂は、「二書皆出於真知実見」と、二書の記述が牧民官の実際に経験したことに基づいている点を高く評価する。

そのうえで、「蓋張朱二公（張養浩・朱逢吉は）……此以レ儒為レ吏者也」、一方、平塚瓢齋は「此以レ吏為レ儒者也」という。「儒」を「吏」に、「吏」を「儒」に、と方向性は違うが、要するに、「夫以レ吏為レ儒。則吏而不レ俗。以レ儒為レ吏。則儒而不レ迂腐」。儒之与レ吏。合而為一。可_レ以適_二世用_一。可_レ以通_三時務_一、つまり、「儒」と「吏」と双方の欠点を補い、利点を活かし「合一」して、

現実に適合させることが重要で、牧民官は、儒学的素養と領主としての実務担当能力のバランスがよくとれた状態を理想としている。このように、「牧民忠告」「牧民心鑑」などの牧民の書は、儒学的な思想と領主思想が交差する地点に位置したのである。

天明期以降に藩政の場で着目された牧民の書は、以後、爆発的に拡がり、その読者層も、領主層のみならず、割元・庄屋といった村役人層までに及ぶ。つまり、近世中後期の幕藩制国家における「仁政」思想の浸透の背景のひとつには、牧民の書が存在した。そして、「仁政」思想を普及させたのは、その版本を携え、「官」であることを意識して、民政の現場にいた人々であり、領主の最前線に位置した彼らこそが、幕藩制国家の思想的支柱_＝正統性を供給する役割を担っていたといえよう。ただし、これが近世中後期の一特質を指して、「牧民官の時代」と呼ぶ所以である。

(1) 白杉悦雄『民間備荒録』の世界（『東北学』八、二〇〇三）一五五頁。

(2) 拙稿「天明期越後長岡藩の藩政改革と農書——読書に

よる藩家老の政治構想」(『歴史評論』六六四、二〇〇五) 参照。

(3) 宮澤誠一「幕藩制イデオロギーの成立と構造」(『歴史学研究』別冊特集、一九七三)、深谷克己「百姓一揆の思想」(『思想』五八四、一九七三)。

(4) 「仁政イデオロギー」論の研究史上の位置づけと論点については、岩田浩太郎「正統性と世界像」(同編『新しい近世史』5、新人物往来社、一九九〇) 参照。

(5) 若尾政希『太平記読み』の時代(平凡社、一九九九)。

(6) 近年の小関悠一郎「米沢藩明和・安永改革における『仁政』論の再編過程」(『歴史』一〇三、二〇〇四)は、その実態解明の試みの一つである。

(7) 保科正之が『牧民忠告』を翻刻・配布した、という記事は、建部清庵『民間備荒録』樋口好古『牧民忠告解』、平塚瓢齋『牧民心鑑解』に見られる。

(8) 近世前期の『牧民忠告』と思想家・領主思想の関係、あるいは、『牧民忠告』が社会変容に果たした役割については、別稿を予定している。

(9) 当該期の尾張藩の藩政改革については、『名古屋市史』(政治編、一九一五)、所三男「藩政改革と明治維新」(『社経済史学』二二・五・六、一九五七)、熊田雅彦「尾張

藩天明改革の理念について」(『愛知学院大学文学部紀要』二〇、一九九〇)、高木備太郎「尾張藩天明改革と所付代官設置」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』清文堂、二〇〇一)などを参照。

(10) 『御冥加普請之記并図』は、東大図書館蔵本を使用。また、なお、同テーマの版本として、同じく押切村庄屋・小出大助の『御冥加自普請御称詞之記』がある。

(11) 熊田前掲論文一五七頁。

(12) 好古本は、刈谷市立図書館蔵本を使用。

(13) 『名古屋市史』(人物編第一、一九三四)二五一頁。

(14) 「冢」は大塚を意味し、「伯誉」は長幹の号。樋口本の長幹の印形を参照。

(15) 岸野俊彦『幕藩制社会における国学』(校倉書房、一九九八)四四〜四五頁。

(16) 樋口好古『徇行記』自序(『名古屋叢書続編』第四巻、一九七四)。

(17) 「人見弥右衛門上書」明和二(一七六五)年ごろ(『近世政道論』日本思想大系三八、岩波書店、一九七六)。

(18) 藩版に関しては、笠井助治『近世藩校に於ける出版機構の研究』(吉川弘文館、一九六二)、高橋明彦『近世出版機構における藩版の問題』(『日本文学』五〇―四、二〇〇一)などを参照。

- (19) 『和語牧民忠告』横山家旧蔵書(長岡市立中央図書館所蔵)。以下引用は同書による。なお、天明く寛政期の長岡藩については、堤州夫「寛政改革期における長岡藩農政の動向」(『地方史研究』二四一、一九九三)があるが、堤は、そのすべての政策を「忠実に幕政に依拠」し、「幕府と一体化してさらなる支配の貫徹」を図ったものと評価し、藩の独自の取り組みには否定的である。筆者は、こうした旧来の幕藩一体化論のみでは、当該期の領主―民衆の関係をも十分に捉えきれないと考えている。
- (20) 以下、老迂斎の年譜は、『長岡市史資料集』(第四集、一九六五)、今泉省三『長岡の歴史』(第三卷、野島出版、一九七〇)、「原本山本家系譜」(相沢家文書、長岡市立中央図書館)などによる。
- (21) 山本老迂斎『救荒余談』天明二年九月自跋(同前相沢家文書)。
- (22) 「施粥・救助米等につき達し」(『長岡市史』資料編2、一九九三) 八三八頁。
- (23) 「日記書抜留」(『吉田町史』資料編2、一九八八) 七四く五頁。
- (24) 「御書付写し」天明二年二月(横山家文書、長岡市立中央図書館)。
- (25) 同前 天明三年四月。
- (26) 熊田前掲論文参照。
- (27) 高木前掲論文、五三頁。
- (28) 山本前掲『救荒余談』。
- (29) 水野為長『よしの冊子』(『隨筆百花苑』八卷、中央公論社、一九八〇)。なお、『よしの冊子』における『牧民忠告』の記述の存在は、鈴木俊幸氏のご教示による。
- (30) 『改訂近江国坂田郡志』(第四卷、一九七二) 三三五頁。
- (31) 「諸事改革之簡条」文政年間と推定(『彦根市史』上、一九六〇) 五六六頁。
- (32) 官版『牧民心鑑』寛政一一(一七九九)年、一橋大学図書館所蔵。序に「元故西台中丞濟南・張文忠(養浩)公嘗為「牧民忠告等書」以行「於世。君子偉レ之。吾友前湖広憲僉携李朱君。復為「牧民心鑑一編」」とあり、『牧民忠告』に続く牧民の書と位置づけている。
- (33) 長井旌峨『牧民心鑑訳解』国会図書館所蔵本。
- (34) 跋にも「嘗承^ス 中村侯之囑、以訳此書、今茲癸丑、將上諸梓」とある。
- (35) 平塚飄齋『牧民心鑑解』国会図書館所蔵本。捻翠園蔵版の「官許開板」―官版。
- (36) 藤田覚『松平定信』(中央公論社、一九九三)。ちなみに、定信の『讀書功課録』には、安永九(一七八〇)年に『牧民忠告』を読了したとあり、定信自身、『牧民忠告』の

読者であったことがわかる。

(37) 「学問所一件」(『越佐叢書』第九巻、野島出版、一九七六)。また、官版『三事忠告』『牧民心鑑』は、例えば、米沢市の興讓館文庫にも所蔵されているように、幕領のみならず、藩領にも普及している。

(38) 拙堂は、津藩の藩校・有造館の督学を務め、藩版『資治通鑑』の刊行に尽力した人物。その学識は、古賀侗庵の墨に迫る。

二〇〇五年 四月二十八日受稿

二〇〇五年 六月二日 レフェリーの審査
をへて掲載決定

(一橋大学大学院博士課程)